

令和7年度 沼田市立沼田西中学校「いじめ防止基本方針」

令和7年4月1日

1 学校いじめ防止基本方針といじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止等の対策に関する基本理念 (学校教育目標及び目指す生徒像)

●学校教育目標「高い知性、温かい心、たくましい体をもつ生徒の育成」

【目指す生徒像】

- 向学 … 自ら学ぶ生徒
- 礼節 … 思いやりのある生徒
- 進取 … 挑戦する生徒

●本年度の重点目標

「主体性と学び愛・支え愛の創造

～大きな声であいさつ・返事！笑顔あふれる西中にしよう～

(定義)

「いじめ」とは、「生徒が一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、行為の対象となった生徒が心之苦痛を感じているもの」をいう。

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ生徒はいない。」という基本認識に立ち、すべての生徒が安全で安心に学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸長することができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

本校では、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するため、いじめ防止基本方針を定める。

(2) いじめ防止等の対策のための組織について

いじめ防止等の対策のための組織「いじめ防止委員会」を設置する。

〈構成員〉

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年生徒指導担当、養護教諭
(SC、SSW、特別支援教育コーディネーター等、必要に応じて招集)

〈組織の主な役割〉

- ①いじめの未然防止から対応に至るまでの指導に関すること
- ②いじめ防止に向けた職員の資質向上のための校内研修に関すること
- ③年間計画に位置づけられて行われる取組の企画・実施や有効性の検証
- ④「学校いじめ防止基本方針」の作成・見直し

〈開催〉

隔週で定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする

2 未然防止にむけた取組

すべての生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全員を対象にした事前の働きかけ、未然防止の取組を行うことが、最も有効な対策となる。生徒一人一人の自己有用感を高め、認め合える風土を醸成していくために、以下の事項に重点的に取り組む。

- (1) 「わかる」授業づくり～全ての生徒が参加・活躍できる授業の実現～
 - ・生徒指導実践上の4つの視点（自己存在感の感受、共感的な人間関係、自己決定の場の提供、安全・安心な風土の醸成）を生かした教育活動を行う。
 - ・西中「授業のスタンダード」に基づき、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業を実践するとともに、校内研修の一人一授業公開等を活用して授業改善を進める。
 - ・朝読書や朝学習、家庭学習を計画的に行い、学力向上を図る。
- (2) 学習規律の徹底～「西中 授業中のきまり」を基にした生徒が困らないようにするための居場所づくりに向けて～
 - ・忘れ物をしないように気をつけさせる。
 - ・チャイム着席（チャイムで開始、チャイムで終了を合い言葉に）を徹底する。
 - ・授業中の正しい姿勢を励行する。
 - ・教師や友達の話をしっかり聞かせる。
- (3) 学級集団づくり
 - ・「SOSの出し方に関する教育」プログラムを活用した授業を行う。
 - ・支え合う活動を意図的に設定するなど学級活動を充実する。
 - ・エンカウンター等を用いて人間関係づくりを行えるようにする。
- (4) 生徒会活動と生徒主体のいじめ防止活動の充実
 - ・令和7年度生徒会スローガン「結束～個性を生かして、心を1つに～」を掲げ、学校全体として統一した取組を進める。
 - ・生徒会専門委員会にいじめ防止活動を位置づけ、生徒がいじめ防止に向けてできることを主体的に考えて行動できるような働きかけを行う。

【沼田西中学校 いじめ防止 月別活動目標】

4・5・6月期	「さし出そう 全てをつなげる 希望の手」
7・8・9月期	「育てよう 感謝の心と 思いやり」
10・11・12月期	「見つけよう 相手の長所 考えよう 相手の気持ち」
1・2・3月期	「話そうよ きっと心が 軽くなる」

- (5) 環境づくり
 - ・一人一人の生徒が、学級に所属感をもてるような掲示物を工夫する。（例、個人目標等）
 - ・ぐんまの子ども「いじめ防止宣言」や「いじめ防止ポスター」を掲示する。
 - ・学校行事や生徒会活動等で、生徒が活躍した様子を紹介する。
- (6) 道徳教育・人権教育の推進
 - ・規範意識、友情、思いやり、公正・公平など、さまざまな道徳的価値について、自分事としてじっくり考え議論し、多面的・多角的に考えを広げたり深められたりするような「特別の教科道徳」の授業を充実させる。
 - ・「道徳の時間」を核として、教育活動全体を通して生徒の道徳性を育み、豊かな心を生かして自己決定したり協力し合ったりする場面を意図的に設定する。
 - ・お互いのよさや違いを認め合える指導を充実させる。
 - ・教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- (7) 交流体験・社会体験の充実
 - ・「命の大切さを実感させる」「他人を思いやる心を育てる」など3年間を見通して体系的・計画的に実施する。
 - ・委員会活動などを計画的に展開し、リーダーシップを意識させ役割分担の必要性に気づかせる。
- (8) SNS等を通じて行われるいじめへの対策
 - ・情報モラル教育を計画的に推進し、「西中SNSルール」や「西中プライド タブレットルール」を基に、生徒・保護者に対して注意を喚起していく。
 - ・保護者に対して十分な啓発を行い、家庭と連携して指導する。
- (9) 学校間の連携や他機関との協力体制の整備
 - ・小学校、高等学校等と情報交換を行う。
 - ・非行防止教室や薬物乱用防止教室、救急救命法講習を行うなど、関係機関との連携を図る。
- (10) 教育部活の推進
 - ・「心＝道徳性」の面をより重視し、道徳的実践を通した人間形成の場としての部活動を推進する。

3 早期発見にむけた取組

早期発見の基本は、生徒のささいな変化にも気づくこと、気づいた情報を確実に共有することである。そのためには、教師がこれまで以上に意識的に生徒の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。また、定期的な「いじめアンケート」を実施し、複数の教師が結果を分析し、いじめの早期発見に努める。

- (1) 生徒の声に耳を傾ける
 - ・朝・帰りの会、授業中等の観察を徹底して行う。
(出席をとるときの声や表情、健康観察、保健室等での様子 等)
 - ・いじめアンケートを実施する。(複数の目でチェック)
毎月実施する。
 - ・生活ノートや日記指導を行う。
生活ノートや学級日記などから交友関係の実態や悩みを把握する。
- (2) 生徒の行動を注視する
 - ・「暴力を伴ういじめ」を目撃した場合は、速やかに止めることを最優先とする。
 - ・生徒の気になる変化や行為について職員間の情報を共有する。
- (3) 保護者や地域からの情報提供
 - ・学年保護者懇談会等において、いじめを発見した際の学校への連絡方法等を周知しておく。
 - ・いじめの発見に協力を求めるとともに、保護者からの訴えに耳を傾ける。

4 早期解消にむけた取組

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、校長の指示のもと「いじめ防止委員会」が中心となり、「沼田市いじめ問題対策マニュアル（平成23年3月）」を参考にしながら迅速に対応し、事実確認、被害生徒のケア、加害生徒の指導等、問題の解消までを行う。

- (1) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、「いじめ防止委員会」を開き、対応を協議する。
- (3) いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (4) いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室において学習を行う等の措置を講ずる。
- (5) 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (6) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

5 重大事態への対応

重大事態の定義（「いじめ防止対策推進法」より）

- ①いじめにより生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。
- ②いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席する（年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。
- ③生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合。

- (1) 重大事態に対しては関係機関と連携を図り、速やかに次の対応を図る。
 - ①重大事態が発生した場合は、沼田市教育委員会に速やかに報告する。
 - ②沼田市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
 - ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査（アンケートや聞き取り）を実施する。
 - ④調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
 - ⑤法を犯す行為が認められるときには、沼田市教育委員会と連携の上、警察等に相談して協力を求める。

(2) 報道機関等への対応

- ①対応窓口については市教委と協議の上一本化(例:校長または教頭)し、発表方針を決定する。
 - ・発表内容の決定(謝罪表明、状況説明、対応説明、原因説明、対策説明、姿勢説明)
 - ・会見者(校長、教頭)、補助者についても市教委と協議の上決定
- ②緊急記者会見用資料の作成(下記参照)
 - ・家庭での心の安定について協力を求める。
- ③想定問答集の作成
 - ・事例等を参考に事実を基に作成し、市教委に最終確認する。

緊急記者会見用資料(項目例)

報道関係者各位

令和6年〇〇月〇〇日
沼田市立沼田西中学校

(タイトル)

(事件・事故概要及びコメント等を文章で記載概要)

1 経緯

- ・概要で示した内容を、より詳細に記述する。
- ・記載方法は自由(文章形式、時系列順に箇条書き等)

2 原因

- ・会見時点で判明している内容を記載

3 今後の対策等

- ・必要に応じて、今後の対策だけでなく、学校としての見解や方針等。「1. 経緯」や「2. 原因」には該当しないが対外的に伝えておくべき内容を記載する。

本件問合せ先

沼田市立沼田西中学校
(職・氏名)
住所 沼田市薄根町3580
電話 0278-22-3055
FAX 0278-22-9858

6 いじめ防止に関する年間計画

目標	生徒一人一人がいじめを自分のこととして考え、いじめ防止に向けた活動に取り組もうとする自主的、実践的な態度を育てる。	
	全県及び地区の取組	生徒会活動等、学校での取組
通年		○あいさつ運動（生活委員会：年間を通して毎朝実施） ○いじめアンケートの実施（毎月実施） ○専門委員会によるいじめ防止活動への取組及び啓発（生徒集会等）
4月		○いじめポスターの掲示 ○生徒会による月別スローガンの決定
5月	いじめ防止強化月間	○学級活動において、いじめについて定義を確認し考える ○のぼり旗を校内に掲げ、生徒・教職員・保護者の意識を高める。 ○生徒会によるスローガンの掲示① ○SOSの出し方・出させ方の指導
6月		○生徒会によるスローガンの掲示①
7月	いじめ防止フォーラム (利根沼田地区)	○いじめ防止フォーラムに参加し、本校の実践発表、意見交換 ・生徒会本部役員が参加 ・フォーラムで出された意見を生徒集会で紹介 ○夏季休業中の課題として人権作文を募集する。 (国語科・希望者) ○生徒会専門委員会によるいじめ防止活動の取組の振り返り
8月		○生徒会による月別スローガンの決定
9月		○いじめ防止宣言を全生徒に紹介する。 (○いじめ防止ポスター応募呼びかけ。) ○生徒会によるスローガンの掲示②
10月		○各地区作成のいじめ防止宣言リーフレット配付。 ○生徒会によるスローガンの掲示②
11月		○学級活動の充実（人権週間） ・各学級でいじめに関する授業を行い、課題解決へ向けた話し合い活動を行う。 ○生徒会によるスローガンの掲示②
12月	いじめ防止強化月間	○人権週間 ・校長講話 ・人権関連のビデオを視聴（道徳授業と関連） ・人権標語の作成 ○生徒集会において、いじめについて考える ○生徒会専門委員会によるいじめ防止活動の取組の振り返り
1月	市いじめ防止子ども会議	○いじめ防止子ども会議に参加し、本校の実践発表、意見交換会 ・本校の取組を代表生徒が発表する。 ・他校のよい取組を生徒集会（2月の生徒総会）で報告する。 ○生徒会による月別スローガンの決定・掲示③
2月		○他校のよい取組を生徒集会（2月の生徒総会）で報告する。 ○振り返り ・1年間の活動を振り返り、次年度につなげる。 ○生徒会によるスローガンの掲示③
3月		○生徒会本部による活動のまとめ ○生徒会専門委員会によるいじめ防止活動の取組の振り返り